

まちづくりナビ

第13回



今回は景観行政団体について解説するよ！

笠間特別観光大使
笠間のいな吉®

まちづくりナビでご紹介しているとおり、本市では現在、景観計画の策定を進めています。今回は、景観計画の策定主体となる「景観行政団体」について、ご説明します。



令和2年2月1日に景観行政団体になりました！

景観行政団体とは？

景観行政団体とは、景観法に基づき景観行政を担う地方公共団体で、景観法上、都道府県のほか、政令指定都市、中核市が景観行政団体とされています。これら以外の市町村は、都道府県との協議により景観行政団体になることができます。

本市は令和2年2月1日に県内で12番目の景観行政団体になりました。

景観行政団体になると、県に代わり景観行政事務を処理することとなり、県全体のルールよりもきめ細かな本市の特色あるルールに基づき、地域の特性に応じた景観形成を図れることとなります。

そのひとつとして、本市では現在、景観まちづくりを進めるための基本計画となる「景観計画」を策定中です。

▷景観法

景観法は、平成16年にできた法律です。地域の特性を生かした、良好な景観形成の促進を目的としています。



茨城県全体のルール



笠間市の特色あるルール

景観行政団体になると各種届出はどうなるの？

本市では既に、茨城県事務処理特例条例に基づく権限移譲により、大規模行為の届出（県景観形成条例）や、屋外広告物の許可申請（県屋外広告物条例）など、景観に関する手続を担っています。これらの手続は、景観行政団体になっても変わりません。



景観計画策定・景観条例等の制定に向けて

本市では現在、景観計画の策定を進めています。市民の皆様のご意見を参考にしながら、地域の自然や歴史、文化、産業などの特徴を生かした景観づくりについて検討しています。

今後、景観条例や屋外広告物条例などの制定についても、検討していきます。



個性や魅力をさらに高め、今後も笠間市らしい景観づくりにみんなで取り組んでいこう！

【問い合わせ】都市計画課（内線 586）

次号は、立地適正化計画のパブリックコメントの結果等についてお知らせします。